（報告）

第百三十二条　次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下欄に掲げる者に報告しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

液化石油ガス販売事業者	その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況	法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長
保安機関	その事業年度における法第二十七条第一項各号に掲げる保安業務の実施状況、その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数並びに法人にあっては、その事業年度中の役員又は第三十三条各号に掲げる構成員の構成の変更	法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長
充てん事業者	その事業年度末における充塡に係る一般消費者等の数及び充塡の作業に従事している充てん作業者の数	法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事又は指定都市の長

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

第百四十条　都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三条第八項の規定により法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

第百四十一条　都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三条第八項の規定により法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の報告の徴収の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十五の報告徴収実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　都道府県知事又は指定都市の長は、法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であって、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十六の報告徴収実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　［略］

3・4　［略］

（報告）

第百三十二条　次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下表に掲げる者に報告しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

液化石油ガス販売事業者	その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況	法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事
保安機関	その事業年度における法第二十七条第一項各号に掲げる保安業務の実施状況、その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数並びに法人にあっては、その事業年度中の役員又は第三十三条各号に掲げる構成員の構成の変更	法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事
充てん事業者	その事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している充てん作業者の数	法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事

（経済産業大臣に対する都道府県知事の報告）

第百四十条　都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

第百四十一条　都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の報告の徴収の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十五の報告徴収実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　都道府県知事は、法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であって、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十六の報告徴収実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　［略］

3・4　［略］